

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 和歌山市福祉事務所

平成22年6月25日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対して平成22年6月9日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成22年6月9日付けで行った転居に伴う前居住地に係る敷金返戻金を平成22年7月分から11月分に分割して収入認定とした保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人は、この点から本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、前居住地の家主から立ち退きの要請を受け、[REDACTED]に現居住地の賃貸契約書の写し及び家賃証明書を提出し、保護変更の申請を行った。

処分庁は、前居住地の敷金返戻金については請求人に支払われていたことにより、平成22年7月分から11月分に分割して収入認定として平成22年6月9日付けで保護変更決定処分を行った。

請求人は、敷金返戻金は、転居先の敷金として、前居住地の家主が請求人に渡すことなく充当したものと主張し、収入認定とした本件処分は不当として、その取消しを求めるというものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められた。

- (1) 請求人は、[REDACTED]に年金収入だけでは生活が困難で、扶養義務者からの援助も望めないことから生活保護申請し、保護適用となっていること。
- (2) 処分庁は、平成22年4月に転居予定の請求人に対し、転居先の仮契約書等の提出指導に従わなかったことにより平成22年度4月分の保護費の支給方法を窓口支払いに変更したこと。
- (3) 請求人は、平成22年4月9日に転居先の契約書の写し及び家賃証明書（以下契約書等という。）の提出を行ったこと。
- (4) 処分庁は、請求人からの契約書等の提出に伴い、住宅扶助の変更及び保護費の支払い方法を窓口払いから口座振り込みに変更を行ったこと。
- (5) 平成22年4月9日の記録において、転居については、家主からの要請であり、転居先への敷金及び引っ越し費用については、前居住地の家主の負担であったこと。
- (6) 平成22年6月9日の記録において、処分庁は、平成22年6月9日の法第29条に基づく敷金返戻金調査にて、前居住地の家主から請求人に敷金返戻金が支払われていたことを把握し、内容確認を行い敷金返戻金の同額を収入認定致したいと記載されているが、請求人に対して内容確認をし収入認定の説明が行われたか確認できる資料及び記述がないこと。
- (7) 処分庁の挙証資料において、前居住地の家主が支出したとされる転居先の敷金及び移送費の金額を示す資料並びに、その支払方法を確認できる資料及び記述がないこと。

2 判断

- (1) 法第4条第1項によれば、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。同条第2項では、民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定している。これは、いわゆる保護の補

足性の原理であり、前述のあらゆる能力並びに他の法律を活用しても、なおかつ最低生活が営めない場合はじめて保護が行われることを定めたものである。

また、収入の認定については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）において、次により行うこととされている。

①収入に関する申告及び調査

（ア） 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること。

a 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。

b 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。

（イ） 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

（ウ） 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

（エ） 収入の認定にあたっては、（ア）から（ウ）までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとされている。

（2） 本件処分について検討すると、転居に伴う前居住地の敷金返戻金が請求人に支払われていた場合は、収入認定を行うものとして取り扱うこととなるが、上記認定事実において、処分庁が行った法第29条に基づく調査により返戻金の額は示されているが、前居住地の家主が援助した転居先の敷金、移送費及び前居住地の敷金返戻金が別途請求人に支払われているものかは確認できず、上記（エ）の示す収入に関する調査が尽くされているとは言えないため、適正な収入認定を行っているとは認められない。

- 3 以上のとおり、請求人の本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成22年 9月 9日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

